

(6)品番(製番)の確認

SHINIは生産対象となる製品、部品、半製品、製作途中の仕掛品を問わず、全て品番登録が必要となります。又、生産品に投入する原価材のうち材料は品番の登録が必要となります。さらに外部購入品のうち商品も品番登録が必要です。外注費、経費でも品番を付けることができます。このように物品は原則全て品番の登録が必要となります。

ここで問題になるのは、最終完成品である「製品」と、その製作途中である工程の「仕掛品」や「半製品」を品番上どのように区分するのかがあります。組立工程における構成「部品」に関しては、全て別の品番を登録し、あたかもその子分品も最終完成品であるかのような登録が必要です。しかし加工工程で同一基板の上で加工のみが行われていくイメージの未完成品は、「製品」と同じ品番のままステータスが「仕掛品」という登録になります。従って「仕掛品」という品番登録は必要ありません。その代わりに「仕掛品」状態を表示する場合は、「製品品番」+「工順(工程)」というキーが必要になります。仕掛品の詳細設定は品番マスターではなく製品品番の「標準原価マスター」「標準原価構成マスター」で設定します。

①製品
②部品
③個別製品
④商品
⑤材料
⑥その他

「科目」： 会計勘定科目と工業簿記科目

その他の項目は「分類」項目（分析用）

⑥その他

実績マスタ<品番> - SHIN

実績マスタ<品番>

*年度9999

入力切替

追加

品番品名検索

次検索

*品番コード

品番区分

ZAIRYO-0047

品名 ZAIRYO-0047_材料材料

代表品番 ZAIRYO-0047

標準原価M

材料

大分類

中分類

小分類

科目 005411

材料 1

原価分類

代表販売先

代表仕入先

棚卸担当 12 2

在庫単位 kg

標準売上単価 0

使用単位 kg

標準単価 128

単位換算率 1

受払 1

原価計算区分 標準

ZAIRYO-0048

品名 ZAIRYO-0048_材料材料

代表品番 ZAIRYO-0048

標準原価M

材料

大分類

中分類

小分類

科目 005411

材料 1

原価分類

代表販売先

代表仕入先 0503 仕入先090

棚卸担当 12 2

在庫単位 kg

標準売上単価 0

使用単位 kg

標準単価 129

単位換算率 1

受払 1

原価計算区分 標準

ZAIRYO-0049

品名 ZAIRYO-0049_材料材料

代表品番 ZAIRYO-0049

標準原価M

材料

大分類

中分類

小分類

科目 005411

材料 1

原価分類

代表販売先

代表仕入先 0509 仕入先094

棚卸担当 15 2-VT

在庫単位 kg

標準売上単価 0

使用単位 kg

標準単価 221

単位換算率 1

受払 1

原価計算区分 標準

ZAIRYO-0050

品名 ZAIRYO-0050_材料材料

代表品番 ZAIRYO-0050

標準原価M

材料

大分類

中分類

小分類

科目 005411

材料 1

原価分類

代表販売先

代表仕入先 0509 仕入先094

棚卸担当 12 2

在庫単位 kg

標準売上単価 0

使用単位 kg

標準単価 108

単位換算率 1

受払 1

原価計算区分 標準

ZAIRYO-0051

品名 ZAIRYO-0051_材料材料

代表品番 ZAIRYO-0051

標準原価M

材料

大分類

中分類

小分類

科目 005411

材料 1

原価分類

代表販売先

代表仕入先 0509 仕入先094

棚卸担当 14 1-VT

在庫単位 kg

標準売上単価 0

使用単位 kg

標準単価 288

単位換算率 1

受払 1

原価計算区分 標準

レコード: 1 / 486

検索

登録

変更したレコードのみチェックする

閉じる

<注意！> キー項目である「品番コード」を変更すると、配下の標準原価・標準原価構成マスタは削除されます

「標準単価」：製品(部品)の標準単価は自動計算される

「在庫単位」： 基幹システムの在庫単位

「使用単位」： SHINの原価計算上の使用単位

「受払」：理論在庫を採るか否か

「原価計算区分」：品番が製品・加工部品
の際に標準原価計算対
象品番か、個別原価計
算対象品番か

品番マスターの「原価計算区分」で「個別原価計算」を選択した場合は、「個別製品」に関しても「製番」以外に「品番」の登録がされます。これは品番マスターを予め登録する必要があるという意味でなく、基幹システムから「製番」とワンセットで「品番」が自動的に品番マスターに取込まれることになります。

基本機能では「原価計算区分」に「個別原価計算」が指定された品番は「標準原価マスター」や「標準原価構成マスター」の設定は出来ません。

標準量産品の生産に対して「継続製番」を発番して、繰り返し製造指示を出し、「品番」のみならず「製番」ごとに原価管理をしたいような場合は、基本的に「原価計算区分」は「標準品」となります。この場合は、「製番」はあくまでトランザクションのキー情報であり、「品番」と「製番」の関係は1対1ではありません。

【少量多品種製品の場合(カスタマイズ)】

少量多品種製品の原価計算を行う場合、量産型の「標準原価計算」のアプローチをとるか、個別製品の製番別「個別原価計算」のアプローチをとるかの2つの方法があります。

1)「標準原価計算」のアプローチ

BTO (Build To Order) のように、原則的に量産品をベースに製造しますが、オプションや特殊加工が付加されるため、受注ロットによって原価内容が異なる場合は、標準原価計算アプローチで行います。つまり、受注オーダーごとに「製番」を設定し、この範囲の標準原価計算対象の「品番」と生産数量を限定し、「製番」内で個別に原価を把握するというものです。

追加オプションに関しては、標準原価マスターに登録せず、実際原価で直接製番にチャージする方法で行います。

2)「個別原価計算」アプローチ

個別設計による受注製品のように、受注ロットが1台あるいは少数台数であり、かつリピートはあることが多いものの、常時継続的な注文でないような場合、標準原価マスターの品番が利用できず、また新規の追加登録が煩雑になるとと思われるような場合があります。この場合は、個別原価計算アプローチによるのが良いでしょう。

その都度の個別内容の標準原価マスターをゼロから登録することはせず、複数台の個別受注品として製番別に個別原価計算の対象とします。尚、この場合、量産品に参考になる品番が存在する可能性が高い場合は、1)の方法として類似品番をコピーして新標準原価登録をおこなうという方法も考えられます。